

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則等の一部を改正する規則案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和元年10月15日から同年11月13日までの間、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則等の一部を改正する規則案」に対する意見の募集を行ったところ、5件の御意見を頂きました。

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則等の一部を改正する規則

2 命令等の案を公示した日

令和元年10月15日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、整理・要約をした上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

4 意見公募手続を実施した案からの修正

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則等の一部を改正する規則第1条について、技術的な修正を行いました。

5 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 5件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	5件
電子メール	0件
FAX	0件
郵送	0件

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則等の一部を改正する規則案」に対する御意見に対する警察庁の考え方について

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則等の一部を改正する規則による改正後の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則^{注1}（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「新規則」という。）第6条及び第10条の規定について、

- 「申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると国家公安委員会又は警察庁長官が認める場合」及び「申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると国家公安委員会又は警察庁長官が認める場合」には、従来の申請等の形式のまま行うこととされているが、これは、情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるように情報通信技術を活用した行政を推進しようというデジタル手続法の趣旨に反しているため、従来の申請形式を残す際には、パブリックコメントの実施を規則案に明記するべきだ。
- 当該規定は、手続のデジタル化に関する例外を行政機関が安易に認められるようにするものであり、デジタル手続法の趣旨に逆行するものであり、削除するべきだ。
- 当該規定の規定ぶりでは、行政機関が安易にオンライン化ができない場合を認める事態になりかねないのではないか。

といった旨の御意見を頂きました。

新規則第6条は、改正後の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律^{注2}（平成14年法律第151号。以下「新法」という。）第6条第6項が、申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちにオンラインにより行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、オンラインにより行うことができるとしていることを踏まえ、主務省令たる国家公安委員会規則でその判断を国家公安委員会又は警察庁長官に行わせることとしたものであり、適切なものであると考えています（処分通知等については、新法第7条第5項の規定に基づき同旨の規定を設けています。）。

なお、この場合にも、申請全体についてオンラインにより行うことを許容しないという趣旨ではありません。

注1：本改正により、題名は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則となる。

注2：デジタル手続法の施行により、題名は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律となる。

【参照条文】

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2～5 略

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第七条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

2～4 略

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。